



飯田保健所管内の製造者に命じた営業の禁止を解除しました

本日、飯田保健所は令和元年10月2日付けで食中毒の原因施設として食品衛生法に基づき営業の禁止を命じた、下伊那郡内の製造者について、再発防止措置等が図られたことを確認したため、営業の禁止を解除しました。

担当保健所	飯田保健所	
患者関係	発症日時	8月22日 午前4時頃から
	患者症状	発熱、下痢、嘔吐等
	患者数	患者数/施設数 : 105名/17施設
原因食品	医療機関・社会福祉施設向けの業務用加工食品	
病因物質	サルモネラ属菌	
処分施設	施設所在地 下伊那郡 営業許可業種 そうざい製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、菓子製造業	
措置内容	営業の禁止	食品衛生法第55条第1項の規定による営業の禁止 (令和元年10月2日付け)
	禁止の解除	上記の営業の禁止の解除 (令和元年10月11日付け)
解除理由	<ul style="list-style-type: none"> ・サルモネラ属菌の汚染の可能性のあった作業工程の見直しと改善が図られた。 ・従業員への衛生教育が図られた。 ・上記について、保健所が確認をした。 	

[参考] 長野県内(長野市含む)における食中毒発生状況(本件含む)

令和元年度 (うち長野市)	10件 (1件)	442名 (2名)
平成30年度 (うち長野市)	17件 (6件)	194名 (51名)

確かな暮らしが宮まれる美しい信州 ～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

飯田保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係
(次長)手塚 靖彦 (課長)小平 満 (担当)小木曾 郁子
電話:0265-53-0446(直通)
0265-53-1111(内線2161)
FAX:0265-53-0469
E-mail iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長)吉田 徹也 (担当)福井 秀樹 飯塚 春彦
電話:026-235-7155(直通)
026-232-0111(内線2661)
FAX:026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp